

議案第54号

三朝町国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年6月12日

三朝町長 吉田秀光

三朝町国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町国民宿舎事業の設置等に関する条例（昭和41年三朝町条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。）に改める。

改正後	改正前
(組織) 第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。） <u>第7条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第8条の2の規定に基づき、国民宿舎事業に管理者を置かないも</u>	(組織) 第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。） <u>第14条の規定に基づき、国民宿舎事業の管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、国民宿舎ブラン</u>

<p>のとする。</p> <p><u>2 法第14条の規定に基づき、国民宿舎事業の管理者の権限を行う町長の権限に属する事務を処理させるため、国民宿舎ブランナールみさを置く。</u></p>	<p><u>ナールみさを置く。</u></p>
--	-------------------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(三朝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

2 三朝町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和45年三朝町条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基づき、法第15条第1項に規定する企業職員（三朝町水道事業の設置等に関する条例（昭和43年三朝町条例第10号）第3条第2項に規定する水道課の職員及び三朝町国民宿舎事業の設置等に関する条例（昭和41年三朝町条例第30号）<u>第2条第2項</u>に規定する国民宿舎ブランナールみささの職員に限る。以下「企業職員」という。）の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38条第4項の規定に基づき、法第15条第1項に規定する企業職員（三朝町水道事業の設置等に関する条例（昭和43年三朝町条例第10号）第3条第2項に規定する水道課の職員及び三朝町国民宿舎事業の設置等に関する条例（昭和41年三朝町条例第30号）<u>第2条</u>に規定する国民宿舎ブランナールみささの職員に限る。以下「企業職員」という。）の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。</p>

(三朝町国民宿舎事業管理者の給与及び旅費に関する条例の廃止)

3 三朝町国民宿舎事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成21年三朝町条例第6号）は、廃止する。